
◎開会

○高丸統括指導主事 これより第2回武蔵野市いじめ問題対策委員会を開会いたします。進行は委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、今日も皆さんよろしくお願いいたします。

◎教育委員会あいさつ

○委員長 では、まず教育委員会あいさつということで、荒井指導課長、よろしくお願いいたします。

○荒井指導課長 本日もよろしくお願いいたします。

武蔵野市は大きないじめの案件、新聞や様々なところでテレビで取り上げられるような事案というのは皆様のお耳には届いていないかなというふうには思っておりますけれども、しかしながらいじめ重大事態と思われるような事案がないわけではないです。一つ一つのことについて学校が丁寧に向き合わなければいけないという考えの下、対応を進めております。今日的な課題もあって、改めてここでしっかりと基本方針と具体的方策を見直して、そして本市でのいじめ対策を一層進めていきたいと、このように考えております。

本日は皆様に貴重なご意見をいただき、学校に返して、それを子どもたちへの指導につなげていきたい、このように思っておりますので、本日のご審議どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 課長、ありがとうございます。

◎議事

○委員長 それでは、これから審議事項に入ります。今日は武蔵野市の皆様方の資料2にあります、いじめの防止基本方針についての審議をこれから行っていきます。

それでは、事務局よりご説明をお願いします。

○高丸統括指導主事 それでは、まず、資料1、武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策の改訂について（概要）をご覧ください。こちらは前回現行のいじめ防止基本方針と改訂の方向性についてお示しをいたしまして、皆様からご意見をいただきました。その後、いただいた意見を基に資料2の具体的方策の案を作成しまして、先日定例教育委員会にて協議を行いました。本日は作成した案について、まず

は基本方針について、そして次に具体的方策について方針ごとに皆様からご意見をいただきたいと思っております。

まず、いじめ防止基本方針について、前回説明した部分からの変更点を中心に指導主事から説明をさせていただきます。

○奈良指導主事 指導主事、奈良でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私から、武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策の改訂について説明いたします。資料をご覧ください。

1、国や東京都、市の動向現状と課題につきましては、前回ご説明いたしましたので、大まかな確認でございます。平成25年施行「いじめ防止対策推進法」を受け、平成26年「武蔵野市いじめ防止基本方針」の策定、令和3年「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」の策定を行っております。

その後のいじめにまつわる最近の流れでは、図の左に示した2点が重視されております。①全ての児童・生徒を対象とした支援や支持からのいじめ予防の取組。課題への早期対応といった重層的な支援構造をつくることや、いじめを自分たちの問題として捉え、児童・生徒が主体的に行動しようとする自己指導力を育成すること。

もう一つの②でございますが、いじめの重大事態に対し、平時からの備えや調査すべき項目や対応等を明確にすることの2点でございます。

こうした観点から、2、武蔵野市いじめ防止基本方針の改訂について、左側に示した現行の本市いじめ防止基本方針を見直し、重層的な支援構造や自己指導力の育成、組織的な取組の観点について、より前面に打ち出す形に改訂すべきと考えました。

12月の定例教育委員会では、教育委員から「何々しないなど禁止ではなく、肯定的な行動を促す表現を」という意見があり、方針4を、いじめを深刻化させない専門的・継続的な連携体制をつくりますとしていましたが、こちらを改めて、いじめの重大化を防ぐとしております。網掛けをした部分でございます。

その他の教育委員の意見としては、例えば子どもの人間関係づくりや手本となる大人の姿勢を大切にすべきなどがありました。変更点はここだけになっております。

私から、武蔵野市いじめ防止基本方針の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、今資料1を基にしまして、武蔵野市いじめ防止基本方針、それから具体的方策の改訂版の概要についてご説明をいただきました。教育委員会の皆様方に

も諮った上での内容ということになっておりますけれども、いかがでしょうか、皆様方のほうから何か質問とかご意見とか、ぜひお声を出していただければと思います。

審議の中で、大人の、私たち大人が手本にというようなご意見もあったというので、ちょっとその辺のことも教育委員の皆様からご指摘いただいたことも少し触れていただけるとありがたいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。事務局からお願いします。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

そうですね、まず一つは、先ほどお話しさせていただいたように、いじめを深刻化させないといったところの否定的な言葉じゃなくて肯定的な言葉で促すということが大事じゃないかということや。あとやはり意見として、フォーマルないわゆる授業というところも大事なんだけれども、それ以上に子ども同士の間関係というところをつくっていくということがやはり大事になってくるんじゃないか、そういった意味ではこの1番の学校風土というところが大事になってくるのではないかと。あるいは、今回この具体的方策の改訂に当たりまして、後ほど説明させていただくんですが、子どもたちの声というのも集めたんですね、いじめに対して子どもたちの声。こういったところからスタートしたというところは良かったのではないかと。肯定的な意見をいただいたところではございます。

○委員長 大人の姿勢みたいな手本をとというのは、それは先生だけじゃなくて、いわゆる家庭における保護者の皆さんも、地域の方も、その辺も含んでの意味なんですかね。

○高丸統括指導主事 はい、そうですね。

○委員長 分かりました。委員A、どうですか、その大人の姿勢をというようなことも。

○委員A それは非常に共感しますね。ただ、事例を見てしまうと、基本方針というタイトルがつくわけですが、家庭に向けてというような表現をあまり感じられないので、学校でいじめが起きた場合こうしますよみたいな形の枠組みの中にあるように感じてしまうので、これは全て学校もそうだけれども、子どもたちが生活する場の中でこういう方針を皆さん持ちましようねということだと、こういう会議に出てるから理解しているんですけども、それがぱっと見の状態だと何となく学校の枠組みの中でのこうしていきますよと言ってますよみたいなイメージを受けてしまうのを何かこうできたらいいかなというふうに思います。

○高丸統括指導主事 まさにこの点非常に大事な視点だというふうに我々も思っているところですし、子ども、そして保護者の方々もみんな巻き込む形での今度いじめを防いでいくということが大事だと我々思っておるところです。

まず、学校の中でいきますと、このいじめ防止基本方針、現行も1回目にお示したんですけれども、ポスターの形で子どもたちが考えたいじめの防止の標語を載せるというスペースがございます。今回変えますけれども、そういった子どもたちに考えて、その言葉を自分たちで見合えることができるような環境をつくるポスターというのはまたつくっていきたいというふうには思っているところがございます。

また、保護者の方々にも、このいじめ防止基本方針の改訂というところで意識を高めていただくという観点でいきますと、今学校のほうに依頼しているのが、今回は市のいじめ防止基本方針ですが、学校のいじめ防止基本方針も改訂をぜひしていきましょうと、今進めているところですし、4月以降に保護者の方々にもそういった学校の取組という観点で知ってもらい、意識を高めていただくというところはやっていきたいというふうには思っているところがございます。

○委員長 ありがとうございます。

この基本方針、学校だけではなくて、全ての家庭生活、社会の中でも、共有できるような機会を、もちろん学校のほうからの発信、行政サイドからの発信も多くなるかと思えますけれども、みんなを巻き込んでこの改訂されたということも周知しながら、いつでもここに立ち止まれるような、そんなになったらいいですね。

分かりました。

委員Aもありがとうございます。最初にご意見いただいて。

それでは、これから具体的に審議事項というようなことで、次の具体的方策から一つ一つのことについてご説明いただいて、そして皆様方からご意見もしくはご質問などをいただくという形でこの後進めていきたいと思えます。

それでは、具体的な方策について、1からですかね、奈良指導主事、申し訳ないですが、よろしく願いいたします。

○奈良指導主事 では、続きまして、これまでに皆様からご意見をいただいた意見を踏まえて改訂した具体的方策について、改訂のポイントや具体的な取組についてご説明いたします。4までございますので、先ほど話ありましたが、方針ごとの説明をした後に、委員の皆様からご意見いただけますと幸いです。

資料2、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策改訂版をご覧ください。

1ページを開いていただきまして、いじめにまつわる児童・生徒の声についてで

ございます。今回の改訂に当たり、当事者である子どもたちにもいじめ防止に向けて意見を募りました。以降の内容はこうした声を反映したものになっております。

さらに、3ページから5ページに進んでください。3ページから5ページは、いじめ防止等に関して、前提となる確認事項についてでございます。こちらは先ほど概要での説明で触れた内容と重なることが多くございますので、詳しくは資料をご覧ください。

では、方針1、全ての児童・生徒が安心できる学校風土を実現しますから改訂のポイントをご説明します。時間の都合上、全ては紹介できませんので、要点のみとさせていただきます。

6ページをご覧ください。まず1、多様性に配慮した認め合う学校・学級づくりです。いじめの有無にかかわらず、子どもたちが安心して生活できる学校・学級とするため、多様な立場や意見を尊重することが大切です。そのために具体的な取組としては、学校行事を子どもたち自身が計画するなど、児童会・生徒会の自治的な活動を推進します。

次は、2、魅力ある授業の実現です。いじめが起こりにくい学級をつくるには、子どもが分かる、できた実感できる授業が大切です。児童・生徒の興味・関心に応じた学習や、実社会につながった問題解決型の授業、一人1台持っている学習者用コンピューターの活用などが挙げられます。

続いて、一つ飛びまして、4、適切な援助希求の促進です。困ったときに助けると言えることはいじめの防止に欠かせません。そのため、教職員がいじめに関する感度を高め、児童・生徒の援助希求を促せるように、現在も行っていますが、教育相談に関する研修を年に2回以上行うと示しております。

最後に、5、安心できる学校をつくるための保護者・関係機関との連携です。今年度のいじめ防止の取組について学校実態調査をしたのですが、学校が作成している学校いじめ防止基本方針の周知が不十分ではないかという課題が見えてきております。

8ページの具体的な取組にあるとおり、保護者会や面談の機会に一人一人が説明することができるよう特に取り組んでまいります。

方針1の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

今方針1、全ての児童・生徒が安心できる学校風土を実現しますというところについて、ご説明をいただきましたけれども、皆様方で何かご質問、ご意見等はありません。

ますでしょうか、いかがでしょうか。少し見ていただいて、せっかくです。

では、委員Bですね。

○委員B まだまとまっていはいないんですけれども、いじめをしてはいけないとかそういうことを学ぶ機会をもっていじめの防止に役立たせるということは一つ大きな課題だと思いますが、一方で、そこまでいかない段階で何か子どもにストレスがあるとか、何かご家庭に居づらさがあるとか、過大な要求を受けてしまうとか、そういうストレスがいじめにつながることもあるのかなとも思います。そういうことがあるとすれば、5の安心できる学校をつくるための保護者・関係機関との連携で、保護者は第一義的責任を有するということが書いてありますけれども、ご家庭に不安があって子どもが落ち着かないのかもしれないというようなことに気づいた場合、保護者に何か学校から働きかけができるような、そういうこともしますというような意味の対策、方針に基づく具体策というののもあってもいいかなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。いわゆるこのいじめをしてはいけない、それを止めるような指導の前に、家庭生活の中で様々なストレスを子どもたちが抱えていて、それのはけ口ではないですけれども、それがいじめの行為にいつてしまうおそれがあるだろうと。そういったときに、保護者が感じたときに、保護者はどういふふうにつなげていけばいいのか、次の段階にと、そういうところなんですかね、イメージとしては。

○委員B そうですね、保護者も悩んでいるかもしれませんし、学級の先生がちょっとこの子の態度が落ち着かないなとか、もしかして何かあるんじゃないかなと思った場合の対策への目配りというののもあってもいいのかなと思ったということですが。

○委員長 なるほどね。

委員A、どうぞ。

○委員A 今の委員Bのご意見にすごく近いというか、先生の個人的な意見として保護者に何かを言うってちょっと難しいと思うんですよね、人間関係上。なので、それが可能になるような先生の後ろ盾になる何か言葉があったりとか、こういうときは保護者に一言言ってもいいんだよというような後押しになるようなことが制度上あると対面する先生も言いやすいのかな、でもやはりその保護者対自分とか担任の先生となると言いにくいのかなとか、そういうのはちょっと感じます。

○委員長 どうですかね、保護者がそれを、担任の先生が保護者に言いやすいようなそういう後ろ盾になるような内容が少しあるといいのではないかとというようなご

意見なんですよ。

○委員C それはご家庭の、いわゆる保護者の方にもしかしたら問題があるかもしれないということなのか、お子様の特性上の問題があるかもしれないということなのか、そこはどういう問題意識でいらっしゃいますか。

○委員B 両方あり得ると思うのですがけれども、私はどちらかというところ保護者の教育方針とか、対子どもではなくて、そもそもお父さんとお母さんの関係が良くなって子どもが落ち着かないとか、そういうこともあるかと思えます。学校から離れているようで、それがストレートにもしかしたら学校での生活態度に反映するかもしれないので。難しいけれども、何かできたらいいかなという気持ちがありますけれどもね。

○委員長 委員D、いかがですか、福祉士の立場から。そういうような、保護者と子どもとの関係からいじめにつながってしまうというようなことについて、いかがでしょうか。

○委員D 先ほどお話にもありました、実際確かに家庭内でのストレスというようなところがやはりある意味おうちの中で本人が行き場がないというんですかね、それを学校という場所で発散しているというようなところは、やはり子どもに少なからず大きく影響は与えているなと思います。

でも、その上で、今回の方針のところ1にある、やはりそういう全ての児童・生徒が安心できる学校風土を実現しますというのは私はすごくいいなと思っていて、そういった学校を子どもたち自身が自分たちの場所、自分たちの学校、自分たちでつくっていくというような計画に参画するですとか、そういうようなことで子どもが学校の中で何かトラブルを起こしたとしても、そこに強い指導的なもので関わるのではなくて、じゃどうしたらいいのかとみんなで考えていくというのがある意味おうちの中での居づらさという、この代替として学校が安心できる場所につながっていくんじゃないかなというふうに私は思うんですね。なので、すごく何かこういった具体的な取組のところ書かれているのは、私とするとすごくいい文言で書かれているなというふうに感じています。

その上で、安心できる学校をつくるための保護者・関係機関との連携というところで、ご家庭の中で実はお母さんやお父さんもお困りになっているというようなところ、そういうようなところをスクールソーシャルワーカーだったりスクールカウンセラーであったりとかというところで相談して、実はおうちでも育てきにちょっと難しさを感じて困ってるんですとかとなると、また保護者の方の少しちょっと気

持ちがリラックスして、我が子と向き合えるということもまた家庭内での本人へのストレスというのが軽減されるのかなというふうには思います。

すみません、長くなってしまったんですけども。

○委員長 いえいえ、ありがとうございます。

すると、例えばですけども、この方針の安心できる学校をつくるための保護者・関係機関との連携のこの8ページのポイントのところに、いわゆる保護者と学校との関係で、保護者に支援をするけれども、保護者からの悩みも受けるというようなものをこのポイントの一つ目の柱みたいところに少し上乘せしていくとか厚みを加えていくとか、そういうニュアンスなのかなと思うのですけれども。統括、どうですか。

○高丸統括指導主事 伺っていて、そうかなと私も今感じていまして。ポイントの一つ目に、保護者に対して規範意識の育成や相談できる環境づくりと書かせていただいたんですけども、ここに家庭のこと、というか子育てかな、子育てに関して相談しやすい環境づくりというところをもう少し言葉を足していくと、委員Bがおっしゃっているところが入ってくるのかなというふうには思ったところではございます。

○委員B 本当におっしゃっていただいたように、多分先生でもないけれども、学校に行って子どもたちのことを見てくれているカウンセラーさんと話すというのは、また先生と親との関係とはまた違うものがあって、いい方向にはいくかなと思うので、そういうふうな活用できたらいいと思います、確かに。

○委員A この場合というのは、例えば学校の担任の先生だったり授業を受け持っている先生だったり、校長先生、副校長先生だったりが発見したときにも、スクールカウンセラーの方とか臨床心理士の方に相談できるという形が必要かなと思うんですけども、それは今現状どうなっているんですか。

○委員長 すみません、学校の様子ですね。

○委員E いじめ問題に限らず、今お話に上がったようなご家庭に課題があるんだろうなというような場合には、スクールカウンセラーですとかスクールソーシャルワーカーがいつでも私たち管理職や教員の話聞いて、適切なアドバイスをくださるような良好な関係が武蔵野市では既にできているというふうに私は捉えております。ですので、これ前回の委員会するときにも私申し上げたと思うんですけども、いじめを防止するその出発点として、子どもたちが安心できる学校風土づくりということが一番に取り上げてくださっているということ。これっていじめ防止だけで

はなくて、それこそ子どもたちのウェルビーイングにつながるような大事なポイントを例示してくださっているというふうに思うのですね。ですから、私たちはこれを指標にして、ふだんの学校生活をどんなふうにしていったらいいのかって、トータルで考えることができるすばらしい方針なんじゃないかなというふうに思っております。

そのことも含めて、ご家庭とのやり取りというのは、間に様々な関係機関や窓口があって円滑になっていくのではないかと、これからも思っております。

○委員長 どうですか、委員A。

○委員A それがちょっと気になっていたというか、安心しましたというとおこがましいんですけども、ほっとしました。これからもいい関係が続くといいなと思います。

○委員長 そういった意味で委員F、どうですか、心理士のお立場として。学校の校長先生や副校長先生、もちろん先生たちのコミュニケーションの中でその辺の情報交換、または保護者にどういうふうにはアドバイスしていけばいいのかというのを教員への支援もするような場面も多いと思いますし。さっき委員Aが、先生もきちんとお話をできる、そういうような後ろ盾も必要というようにおっしゃってたので、その辺のご自身の感覚でも構いませんので、少しお話しいただければと思います。

○委員F ありがとうございます。皆さんのお話を伺っていて、校長先生からいつもありがとうございますと仰っていただいて、こちらこそありがとうございますという感じなんですけれども。

おっしゃっていただいたように、日々私たち教育支援センターの派遣相談員が各学校にいますので、そこで勤務してるときには、大事にするのはやはり先生方とのコミュニケーションをととても大事に、もちろん子どもたちとのコミュニケーションも大事にはしてるんですけども、一番やはりお子さんたちの様子を見てらっしゃるのは先生たちというところもありますので、そのコミュニケーションは大事にしていますし。先生方が気軽に私たちに声をかけていただけるような、そういう関係づくりというところから、本当に小さなことでもお子さんたちの変化であったりとか、少し先生たちがちょっとこの点気になってるんだよねというお話をいただくことで、私たち聞けることで、じゃこういうふうに関わっていくといいですねとか、こういうふうにご相談につないでいけるといいかもしれませんねというふうなお声がかけができますので、その関係性というところはしっかりと日々の中でつくらせていただいているかなと思いますし。先生方の、担任の先生であろうが養護の先生

であろうが管理職の先生であろうが、そういうところは関係なくご相談いただいて、その中でどう対応していくかというところと一緒に考えていけるような形でお力添えできていけるといいなというのと。そうですね、できているかなとは思ってはいるんですけども。

あとは、お話伺いながら、少し先走ってしまうかもしれないんですが、方針2のほうに関係機関と連携していきましょうというところで、学校の中に入っているカウンセラーという立場でもありますけれども、私たちの教育支援センターという相談場所、学校とはまた違う相談機関としてご相談を受けている立場でもありますので、そういうところに保護者の方が、ちょっと学校には相談しづらいなだけで、また学校と違った機関だからこそ相談できるというご相談していただいている方もいらっしゃいますので、そちらと学校のほうともきちんと連携をさせていただきながら、お子さんたちであつたり保護者の方が安心して過ごせる学校生活というところを一つの役割として担っていききたいなというふうに、より思いとして改めて意識させていただいたというのは感じました。

○委員長 ありがとうございます。

委員F、例えばセンターのほうに保護者が直接ご相談に見えた場合というのは、その後学校との連携みたいな、どのようなシステムだったり仕組みになってるか、少しご紹介いただければありがたいなと思うんですけども。

○委員F 基本的には私たち守秘義務というものがありますので、学校の中での相談を受けようが、外で相談を受けようが、保護者の方の許可がない限り、それを第三者に共有するという事はないんですね。ただ、お子さんの状況が本当に命に関わる状況であつたりとか、そういう場合は例外なんですけれども、基本的には守秘義務というものがありまして、教育支援センターのほうにご相談いただいた場合は、必ずこの相談いただいたこと自体、あとは内容、そういったことを学校の先生方と共有していくことは、どうですかというふうに確認させていただいて、了承を得た上で情報共有をするという形を取らせていただいています。ですので、基本的にはお子さんの今のお困り事というのはやはり先生方とか別のいろんな関係機関と連携していくほうが、よりお子さんの支援につながっていきますよということであれば、そういったことを少しお声がけさせていただきながら、お電話で担任の先生とやり取りさせていただいたりとかという形は日々いろんなご相談の中でやらせていただいているということです。

○委員長 ありがとうございます。

守秘義務等がありますけれども、保護者の了解を得られれば、そうやって情報を共有しながら子どもたちに対応していく。ですから、基本方針の1つのところについては保護者の家庭での悩みとか、そういうふうなものをどう受皿にもって行って、そして迅速に円滑に対応できるかということが1つポイントの中に、そういうような意味を入れていただければという意向だったかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかによろしいですか、方針1については。

委員C、どうぞ。

○委員C 先ほどお子様の個性の問題ですかとお伺いしたところなんですけれども、ちょうど6ページのポイントのところ、発達障害を含む障害のある児童・生徒への配慮をするというところがありまして、ちょうど今日のニュースだったと思うんですけれども、かなり20年前とかの話なんです、お子さんがADHDの特性をお持ちだったんだけど、それが保護者としても分からなくて、学校で暴れるんだけど、学校側からはしっかり指導してくれと、家庭で指導してくれという話があってずっと悩んでいて、それで無理心中を図ろうとしたという、そういうような事案のニュースが出ていました。ですけれども、後になってADHDの特性があるかもしれませんよと、初めてそれを受けていろんなところの関係機関に連携を取って、ようやく家庭が落ち着いていったという話があったものですから、そういった意味で、今お話しいただいたように連携も必要かなと思いますし、子育てというのはやっぱりお子さんの特性というところに関しても、どういうふうに向き合っていくのかという、保護者の方と学校との関係で何か先ほどおっしゃっていただいたような子育てに関する相談ということで十分かなとは思いますが、そこもやはり意識したほうがいいのかとちょっと思ったものですから、補足で申し上げた次第です。

○委員長 ありがとうございます。

今、委員Cがおっしゃったニュアンスもその中に込められていけばというふうに思っていますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次、方針の2つ目、奈良指導主事、よろしくお願いいたします。

○奈良指導主事 お願いいたします。

では、次に方針2、いじめ問題への理解・未然防止に努めますの改訂のポイントをご説明します。9ページをご覧くださいませでしょうか、お願いします。

1、いじめを許さない指導の充実、2、児童・生徒の主体性を育む指導について

は、1年に3回以上のいじめに関する授業の実施。6月、11月、2月のふれあい月間でのいじめ問題を自分事として考え、話し合う活動の推進にこれまでも取り組んでまいりました。いじめを防ぐためには子どもたち自身が問題を発見し、解決に向けて行動できる力、いわゆる自己指導能力を育てることが欠かせません。具体的には、いじめ防止基本方針のポスターに学校や学級独自の目標を書き込み、定期的に更新することでいじめの問題を常に意識できる環境をつくります。

そちらの資料に掲載されているポスターですが、令和7年度のもので、次年度には今、改訂を進めておりますので、それに伴い、ポスターも新しくするよう準備を進めております。

さらにこのような取組を計画的に進められるように、10ページになりますが、年間スケジュールでも示しております。

また、今回新たに入れた項目として、全国学力学習状況調査結果の活用や、10ページの3、教職員の資質の向上にある教員研修での活用を想定したいじめ発見のためのチェック項目がございます。こうした取組を通して児童・生徒のいじめを許さない態度の育成、いじめの解決のための指導力向上を図っていきます。

例えば児童・生徒の変化に気付くために、このチェック項目を活用して遅刻、欠席の増加、表情の変化、持ち物の破損など僅かな兆候を捉えることができるようにしております。こうした取組を通して教職員全体の対応力を高め、いじめの芽を逃さない体制を整えてまいります。

方針2の説明は以上でございます。

○委員長 奈良指導主事、ありがとうございます。

それでは、今、方針2はいじめの問題への理解、さらに未然防止に努めますということ、いじめを許さない指導の充実、それから子どもたちの主体性を育む指導、教職員の資質向上ということで、いじめのチェック項目もそこに例として挙げられているわけですが、この項目について皆様方どうでしょう。ご質問、ご意見などありましたらいただければと思います。ご質問でも大丈夫ですので。

委員C、お願いします。

○委員C ありがとうございます。

教職員の資質向上というところになるんですけども、10ページのところで、ここに記載していただいているとおり、先生方の力量というか、やはり現場で生徒を見ていらっしゃる先生方のふだんのいじめに対する理解であるとか、姿勢であるところが非常に大きい。一方で、もちろんそれはとても負担が大きいことだろ

うとは思ってはいるんですけども、期待するところは極めて大きいというのは私もそのとおりだろうというふうに思っています。

これは私も以前から申し上げているとおり、教職員の方の理解と保護者の方の理解で、こういう形でいろんなところで連携していじめというのに当たっていかなきゃいけないというふうに思っているところで、ここを今回非常に丁寧にまとめていただいているというところで、とても効果的かなと思っています。

具体的な取組のところで、校内研修会を複数回実施するとあるんですけども、どういったものを想定されていらっしゃるのか、もし何かあれば教えていただければなと思っています。

○委員長 校内研修会という、市としても研修は行っているとは思うんですけども。

○委員C 校内でやるということなんですか。

○委員長 学校の中での研修、内容だったり方法だったり。

○委員C 教育委員会として何か実際の現場の先生方にこういうふうになりましたよとか、そういう研修をされるということはあるんでしょうか、今回の改訂に伴って。

○高丸統括指導主事 実は既に徐々に始めているところではありまして、まずは校長先生方には12月の定例教育委員会が終わった後に、案の段階ですけども、こういった改訂を進めていく方向ですということについては共有させていただいております。

1月、副校長先生方とは説明だけじゃなくて、じゃ、学校で具体的に先ほどお話ししたように、学校にも基本方針がありますので、学校の基本方針をどこを変えていく必要があるのか見直すということの時間を10分、15分なんですけれども取りまして、学校ごとに共有をして、課題意識を明らかにしたということをやっております。

また、生活指導主任会というのがありまして、つい先日2月ですか、ありまして、そこでも具体的に自分たちの学校でどんなことをやっていくのかということについて意見交換をしているところでございます。

こういったところで、市全体としての足並みをしっかりとそろえられるような準備はしているところですし、当然4月以降についても、この内容についての周知ということをやっていきますし、研修等でも取り上げていきたいというふうに考えてございます。

○委員長 市教委と学校との関係の中での研修ということで、基本方針の周知、また改善みたいなことをPRしていったということですが、委員Cは学校自体の中での取組みみたいな、その辺を気にされているということでしょうか。

○委員C そうです。市としてもそうですし、学校に対して、校内研修会といってもどういう理解に基づいてやるのかということもあると思うので、今おっしゃっていただいたとおり、校長先生、副校長先生ということでいろいろと連携をされているということなので、それはそれで良いのかなと思うんですけども、やはり現場で目の前に生徒さん、教えている先生方が理解していないと、見逃してしまうであとか、いろんな問題が起こってくるかなと思うので、上のほうだけではなくて、現場の方がしっかりと理解をして連携していける体制というのを構築するために、こういういろいろ研修会であるとか、そういったものの実施が必要かなと思いましたので、そこを最初伺ってしまったというところになります。

○委員長 ありがとうございます。

委員Eにこれはお聞きしたいんですけども、教員たちへの今度はこれを改訂していく中で、学校のいじめ基本方針もありますので、その辺の周知だったり、肉づけだったり、もっと言えば具体的にどんなふうに先生方がやっていけばいいのか、その辺のところを4月以降になるかと思うんですけども、イメージみたいなのもしあれば、少しお話しただけるとありがたいです。

○委員E 委員Cのご意見はしっかりと受け止めさせていただきたいというふうに思います。

学校の取組としては、まず1つ市の基本方針が変わるということ、前回に比べると中身大きく変わっているんです。構造的にも変わっていますし、具体的なポイントがこういうふうに挙げられているということも変わっているところなので、これに合わせた学校の基本方針を見直していくって、これはかなり大きな作業なんです。管理職がこういうふうにしなさいと言っただけでは変わるものではなく、学校全体で見直していく必要があると思うので、それだけでも教員学校全体で研修会を開いて、ここがこんなふうに変ったので、じゃ、どんなふうにしていきましょうと共通理解を得た後で、それぞれの分掌での取組になってくると思うんですけども、これまでとは随分違った質の高い研修をしなくちゃいけないんだろうなというふうに思います。それから、今回の具体的方策の中の画期的なところは、10ページ下の発見のためのチェック項目例、21項目、これが具体的に挙がっているというところなんです。この視点こそが実は子どもたちと日々関わっている先生方にとっ

で非常に大事で、ここに書かれていることを見逃さないアンテナを敏感にしておく必要があるというところで、これを一つ一つ具体的な子どもたちの姿に照らし合わせて確認していくというだけでも非常に大きな研修の機会になるんじゃないかなというふうに考えています。そんなことをまず、来年度の前半にでもやらなければいけないかなというふうに考えています。

○委員長 委員G、お願いします。

○委員G こういうのもすごく大事だと思うんですけども、先生方の個々の力量というところがすごい気になるところで、例えば校長先生いらっしゃる、廊下を授業中にもし歩いていらっしゃるとすれば、今この教室はこの先生がすごい大きな声でがっとうっているとか、みんな子どもたちがばらばらで先生がまとめ切れていないとか、そういうような先生の資質に関する情報って先生が多分一番よく御存じだったりするのかなと思うんですけども、そういうことって教員の教える資質にはどういうふうに反映されるとか、どう活用するとかというのはあるんですか、素朴な疑問なんですけれども。

○委員E 資質に活用するとは。

○委員G 例えば怒りやすい先生とか、簡単に言うと。そこをもっとこうするといんじゃないのかとか、指導力を多分先生方を客観的に見れる立場でいらっしゃるのかなと思うんですけども、それを生かすすべというのはどういうふうに今はあるんですか。それは個々人の教えているのだから、それは管理職といえどもあれこれ言うものではないとか、個人のスタイルを尊重するとか、そういう感じか、何か指導があったりするのか、どんな感じなんですか。

○委員E 手順がありますが、例えば教室を見ていて空気感ってあるんですよ。そこでこれは危ないなというようなときには、何がいけないのかということについて課題を見つけていって、直接私が指導することもあるし、学年に任せてそのことを改善するように指導することもあるし、あとは校内の研究などを通してお互いに授業を見合うことで、どこに課題があるのか、ここをこうしたらいいのかというようなことをお互いに指摘し合ったり、アドバイスし合ったりというようなところがあって、それが日常的にできている学校というのは、割と全体的に子どもたちも落ち着いているんじゃないかなというふうに思います。

やはりさっきも言ったように、小さな芽を見逃さない。それは子どもたちの関係でもそうですし、先生方のおやりになっていることでも同じだと思います。

○委員G 分かりました。じゃ、多くの学校がそうであるといいなと。

○委員E その通りだと思います。

○委員長 今、委員Gがお話くださったことは、チェック項目と関連するかと思います。委員G、どうですか、医療的な視点からも含めて、この項目について何か感想だったりコメントだったりするものがあれば少しお立場からお願いできますか。

○委員G 項目自体は標準的で全然問題ないと思いますけれども、もっと細かくてもいいかもしれないですよ。というのは、やっぱり例えば欠席、遅刻だったら誰でもぱっと分かるし、表情がさえなくてうつむき加減とかになると、これは見れる人と見れない人というと思うし、子どもが見ていない先生もいるかもしれないしというのがあから、もうちょっと具体的に挙げてもいいくらいかなという気がします。

○委員E ここに21の基本的な視点があると、各学校でこれに合わせてもっと細かなものができてくるんじゃないかなと思うんです。本校では百何十のチェック項目が既にできています。

○委員長 今、お話しただいて、この項目は一つの方向性であったり、もうちょっと上位概念みたいなモデル、それをかみ砕いてもう少し具体的なものにするということは、今、校長先生がおっしゃるように学校それぞれのところでやるとともに、校長先生方の研修だったり、副校長先生、または生活指導主任の先生などの研修などで、それはぜひ共有してもらえればと思います。その中で、うちはそういう視点は具体化されていないとか、それは随時見直していくような、教育委員会での会議みたいなものがあればやっていただけるとありがたいのかなというふうに思うんですが、統括どうでしょうか。

○高丸統括指導主事 そういった学校ごとの基本方針が出来上がったときに共有する場というところで見えてくるかなというふうにも思いますし、今のでいくと、ひょっとすると一番下に例えば各校で本項目を基準に、より実践というか実態に応じた項目を設定するなど工夫が考えられるみたいな一文を入れておくと、学校じゃ、もうちょっと突っ込んでみようかなみたいな、先ほど委員Gが言っていたようなところが入ってくるのかなというふうには思ったところではございます。

○委員長 そうすると、今、委員Gがおっしゃっていたようなものが各学校の中で具体化して、もうちょっと細分化されたものの中でフィルターができていく。それが教師の力量というような、いわゆる子供を見るフィルターになっていく。そのフィルターをどうつくっていった研ぎ澄ましていくかということがいじめの早期発見につながっていく、そんなようなニュアンスの話になってくると思うので、ぜ

ひそういう取組をポイントも入れていただくといいのではないかと思います。

委員Bはいかがですか。

○委員B チェック項目に関しては、一つの視点を先生たちに提供できるし、実用的なツールだと思います。

○委員長 ありがとうございます。

最後にこの項目で私が1つなんですけれども、ちょうど10ページを開いているところで、いじめに関する授業を行ったり、ポスターをやって作っていったりして、最後にその取組についての自分たちの評価とか改善とかって、そういうようなものが3月とか2月のところで1年間を通して自分のクラスはどうだったのか。できたこともあるし、できなかったこともあるし、ポスターは作ったけれども、それが効果的な部分もあったけれども、やっぱり思うようにいかなかったところもあるかと思っています。次の学年に進級するに当たって、例えばクラス替えをする、しないにしても、次に引き継ぎながら子どもたちが常に自分の意識でいじめの未然防止を見直したり、更新したりするような、何か最後のアンケート実施して最後に追記で終わっていくところの最後、受けている部分が最後入れていただいて、次年度に見直していくような、絶えず自分たちが意識をして、作ったからじゃなくて、やってみてうまくいったところもあるし、なかなかうまくいかなかったねというようなところ、そんなようなニュアンスが少し計画の中に入れていただくといいかなというふうに思います。

それでは、2つ目の柱のほうはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続いて3です。11ページにいきますけれども、迅速・確実な組織的対応を徹底します。この点について奈良指導主事、よろしく願いいたします。

○奈良指導主事 では、続きまして方針3、迅速・確実な組織的対応を徹底しますの改訂のポイントをご説明します。

11ページ、ご覧ください。いじめは見えにくく、ときに深刻な事態へと発展する可能性があるため、学校全体での組織的かつ迅速的な対応が不可欠です。そのため、今回新たにいじめ対応のフローを明確にしました。

まず、対応の出発点となるのが早期発見です。武蔵野市いじめ共通アンケートの実施・分析や、先ほどのチェック項目を活用した日常的な観察を通じて教職員全体で児童・生徒の変化に気付き、いじめの兆候を見逃さない体制を整えています。

いじめが発覚した場合には、原則として翌開庁日以内に学校いじめ対策委員会を開催します。この委員会は複数の教職員に加え、スクールカウンセラーなどの専門

家を含む組織で構成され、いじめの事実関係の把握、被害児童・生徒の安全確保、加害児童・生徒への指導方針の決定、保護者への情報提供などを迅速に行います。その際は関係者への聞き取りを行う必要がございます。

進んでいただきまして13ページのポイントをご覧ください。こちらには、聞き取りに当たって当事者への聞き取りを控えるよう要望される場合、しばらく様子を見ることを要望される場合が考えられますが、いじめの早期対応のため、いじめの疑いが生じた場合には、いじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒等に聞き取りを確実に行うことが必要であると明記しました。先ほどの学校いじめ対策委員会の開催の目安や、この聞き取りを確実に行う必要性を示したことは、この改訂での大きな点だと考えております。

また、いじめの対応状況や支援の経過は校内で統一した形式で記録し、関係者で共有します。この際、フローにあるように重大事態第1号、第2号に当てはまる可能性がある場合や、いじめに関する保護者面談を実施した場合には、市教育委員会へ市様式1にて速やかに報告をするようにしております。

次に、いじめの具体的な対応についてです。いじめを受けた児童・生徒の安全確保、いじめを行った児童・生徒への適切な指導について示しており、14ページには、表になっておりますが、聞き取りの項目例やいじめを行った児童・生徒への出席停止に関することを明記しております。

また、いじめの解消についてです。単なる謝罪や一時的な鎮静化ではなく、少なくとも3か月以上いじめがやみ、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていない状態が継続していることが必要です。

最後に、相談体制についてです。15ページでございます。児童・生徒や保護者からの相談体制を整備し、適切に相談が受けられるように相談窓口、方法について繰り返し周知します。学校はいじめに関する児童・生徒、保護者の悩みや不安に対してニーズや内容に応じた支援ができるような体制を整えていきます。

方針3の説明は以上でございます。

○委員長 奈良指導主事、ありがとうございます。

方針3は迅速・確実にどう対応していくか、このフローを明確にしていたところ、ところが1つ大きな特徴になるわけですが、委員の皆様からどうですか、質問、ご感想、ご意見など。

委員B、よろしく申し上げます。

○委員B いじめを発見した場合は、きちんとした調査をしなければいけないという

ことは本当にそのとおりでありますけれども、ここの13ページのポイントのところ、本人とか保護者が聞き取りを控えるように要望する場合でも、早期の対応のために必要だということをここではっきり示しています。ただ聞き取りをするにしても、不安を抱えて何か理由があって聞き取りを控えるように要望する際は気持ちを聞いて不安をなくすような形で、次のページで守るようなことも書いてあるので心配ないとは思いますが、本人や保護者の不安を受け止めて理解してもらった上で、本当にもしかしたら過去に言ったことで仕返しされたとか、本当に心配だということがあると思うので、ご配慮をいただけるようなことが分かるといいと思います。

○委員長 ここは市教委のほうからするといかがでしょうか。

○高丸統括指導主事 ここで書かせていただいているところというのは、これまでの事例等を踏まえると、やはりこの対応は我々としては必要であろうというふうに捉えているところでもあります。ただ、委員Bがおっしゃるような配慮であるとか、いわゆる気配りというんでしょうか、そこは非常に大事なところであるということはもちろん認識しておりますので、15ページに相談体制の構築というところは入れさせてはいただいております。ここの文章だけがもし独り歩きするところがありましたら、例えば今、しかしと逆説でかなり強く出しちゃっているところがあるので、例えばその不安は受け止めつつ配慮しながらもとか、少し入れてもいいのかなというふうには思ったところではあります。

○委員長 ただ、ここすごく大事なところで、保護者や子どもの思いを尊重したがあまりに、後手を踏んでうまくいかなくなってしまうというのが往々にしてあるケースです。だから、保護者とこの案件についてはこうしていきましょうという方向性をきちんと話をしながら、そして了解を得てやっていくのはもちろん前提としながらも、その辺は毅然と学校としてもやっていく必要はあるんだろうと思うんです。ですから、統括がおっしゃったようなニュアンスに書き換えながらも、そこは毅然とやっていく必要があると思います。

委員Aなんかどうですか、保護者のところ、こういう言うの、ありますよね。

○委員A ニュアンスは非常にどっちの意見も分かるというか、実際に何か問題がというか、事案が起きてしまった場合、双方が例えば何年生で起きたかにもよるとは思うんですが、在学し続けられるのかどうかというか、どちらかが転校してしまわないかとか、学校に行けなくなるとかという可能性が往々にしてあると思うんです、発覚させてしまった場合。でも、水面下では解決できないこともあると

いうところで、事案の内容にもよると思うんですけども、クラス替えをすることで解決というか、それなら学校に行けるから物理的に距離を取ってくれば、表沙汰にしたいくないですというレベルの話なのか、もう既に暴力行為があったりとか、物を取るとか、そういう具体的な事柄があって、どうしても発覚させないと解決できないとかという事案なのかとかという、事案のレベルにはよるのかなと思うんですけども、双方が在学し続けられる解決になるかどうかというところが、この対応によって非常に変わってくるんじゃないかなんていうのを漠然と考えました。

○委員長 この部分のところはやっぱりデリケートでありながらもバランス良くきちんとやっていくというスタンスを取ってもらうほうが後々いいのかなと思うんです。そこは難しいですね。

委員E。

○委員E 不安に思われるのはごもっともだろうと思うんですけども、私たちがいつも心がけていることは、事実はどうなのかということをしてできるだけ早く正確につかむということで、打つ手を間違えないように正確に早くたくさん情報を得るという意味で、この表現になっているんだと思うんです。聞き取りを確実に行うということなので、これは大事にしたいなと思うところです。

○荒井指導課長 事務局からです。

これポイントの書き方をもう一度見ていただきたいんですけども、本人あるいは保護者が当事者への聞き取りという表現にしているんです。決して加害への聞き取りとは書いていないんですね。これはなぜかという、近年よくあるご相談の一つに、保護者の方が学校あるいは教育委員会に相談にお見えになった。しかし、被害を受けている我が子に接触してほしくないというご相談が増えてきております。そうすると、どこでお子様ご本人が嫌な思いをしたのかというのが全く聞けないので、手の打ちようがない。けれども、直ちに解決してほしいという要望なんです。

今、委員Eからもありましたけれども、打つ手を間違えないためにという意味で、それで私たちも加害ではなく当事者という表現にさせていただきました。統括も先ほど申しましたけれども、そういった意味では、配慮をしないではなく、むしろ全方位に配慮をしたいための書き方なので、言葉を少し考えて整理をさせていただければありがたいなど。

○委員A 難しいですよ、それで解決しろって。

○委員長 そうなんです。事実をしっかりつかまないと先に進めないんですけども、その事実すらもうまく把握できないように要望が出てしまうという。

分かりました。今、荒井課長がおっしゃったような形で、ここは考えていただければと思います。

委員Cにお聞きしたいんですが、このフロー全体を今回、11ページに示していることで、何か専門的なお立場からありますか。

○委員C ありがとうございます。

私が拝見した限りでは、分かりやすくまとめていただいているかなとは思っておりまして、ただ、対応フローですもんね、すぐ調査をするというわけでもないの、事実関係を把握して、それに当たっていくということなので、この時点で今、何かここは具体的に修正すべきだということは私はございません。

○委員長 ありがとうございます。

委員E、どうでしょうか、学校サイドからすると、こういうフローが明確に示されていることについて。

○委員E 非常にありがたいです。

○委員長 例えばこんなところで、こう活用できてとか、教員の意識だという、そういう視点でいうとどうですか。

○委員E 教員がこれを見るとどのように対応していったらいいのか、特に自分ばかりが抱えないで組織的にどんなふうに対応していったらいいのだろうかということが分かる大事なガイドになるんじゃないかと思います。

○委員長 そういった意味で、こういうのが示されることにおいて、ある意味教員も積極的に、または安心した対応できるということになってくるのでしょうかね。

保護者の立場から見るとどうですか、こういうフローがあるということは。

○委員A 分かりやすくていいと思いますし、保護者もこれを知っておくべきだなと。何か加害側になるのか、被害側になるのかというのは、本当に紙一重というか、どっちにもなる可能性があるの、こういうふうに進みますよというのを事前に知っておくと、ちゃんとしなきゃなって思えるんじゃないかなと思います。

○委員長 ありがとうございます。

カウンセラーのお立場から委員F、どうですか、こういうフローについては。

○委員F ありがとうございます。

皆さんがおっしゃるように、明確にこういうフローを書いていただいて、ここにスクールソーシャルワーカーやカウンセラーというふうに明記していただいているというところでは、先ほどお伝えしたように、日頃先生方とコミュニケーション取ってはいますけれども、改めて先生方のほうにもこちらの相談員に活用していただ

けるという意識が持ちやすいかなと思いますので、非常に良いなというふうに感じております。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、次の柱にいきたいと思います。最後です。重大化を防ぐ専門的・継続的な連携体制をつくりますということで、よろしく願いいたします。

○奈良指導主事 では、続いて方針4、いじめの重大化を未然に防ぐ専門的・継続的な連携体制をつくりますについて説明いたします。

資料ですと16ページになります。ご覧ください。

まず、いじめ問題の重大化を防ぐには、学校だけでは抱え込まず、専門家と連携した支援体制が重要です。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど多様な専門家がチームとして関わること。また、いじめが犯罪行為に該当する可能性がある場合には、学校は速やかに警察署と連携することが求められております。

市では、関係機関の連携を強化するために、関係者が一堂に会し、市いじめ問題関係者連絡会を設置して未然防止や早期解決に向けて情報共有や意見交換を行います。

さらに、重大事態への対応を専門的に進めるため、本委員会でございますが、市いじめ問題対策委員会を設置しています。重大事態が発生した場合には、本委員会が調査を行い、結果を市教育委員会に報告します。

続いて、重大事態への対処についてです。まず、重大事態の定義として、生命、心身、財産、重大事態の1号、不登校重大事態の2号がございます。特に2号では、目安となる30日に到達する前から丁寧に対応する必要がございます。

さらに、重大事態の判断は学校の設置者または学校が行うこと。文科省が示した重大事態ガイドラインにある具体的な事例を示し、判断を参考にできるようにしました。

重大事態が発生したと判断した場合には調査を行います。その主体が学校の場合と教育委員会の場合があります。それぞれ調査フローが18ページ、19ページにございます。重大事態が発生した際、特に児童・生徒が保護者から重大事態に至ったと申立てがあった場合、その時点で学校がいじめの結果はない、重大事態とは言えないと考えても調査、報告に当たります。その際にはガイドラインにある申立書を参考にしつつ、保護者と申立て内容を確認共有し、その内容を基に最後に付随している市様式2を作成し、報告することとしております。調査では、事案に直接関係しているものを除いた適切な専門家を加え、公平性、中立性を確保することや、児

童・生徒、保護者への2段階に分けた事前説明を実施すること、そして例示した調査の流れを参考に進めていきます。調査報告書が完成して終わりではなく、その中で指摘された再発防止策を確実に実施することが重要と示しております。

なお、再調査に関しては、主体は教育委員会ではなく市長となること、再調査を行う必要がある3つの場合をそちらに示しております。

加えて、ここまで4つの方針について説明しましたが、先ほど統括からありましたが、校長会、副校長会にて具体的方策の説明をしておりますとともに、一人一人の資質、能力や魅力ある授業の実現に向けて学校いじめ基本方針に反映させ、校内での周知、推進をしていくように伝えております。

私からは4の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

今、4つ目の方針ということで、いじめ重大化を防ぐ専門的・継続的な連携体制をつくりますということです。ここにいらっしゃる皆様方それぞれがここにも該当してくることになってくると思いますけれども、いかがでしょうか。ご質問なりご感想でも構いませんので、何かいただけたらありがたいなと思いますが。

委員A。

○委員A 不登校も増えているということがよく話題に上っていると思うんですけども、不登校が必ずしもいじめと関係があるかどうかというのは、本人の申出がないと分からないと思うんです。目安になっている30日に行くより前に一旦声かけをするというふうに取り出れるんですけども、そういう場合の対応として、いじめの可能性のある場合となさそうだなという場合というのがどういうふうに分かれていくのかなというか、素朴な疑問です。

○委員長 どうですか、いじめの事案で学校をお休みしてしまっているのか、それともほかの理由であるのか、この辺の見極めみたいなところですかね。その辺のところはどんなふうに分えているか。事務局の方からお願いします。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

非常に微妙なところでして、かなり極端な形にはなるんですけども、不登校の要因ってなかなか分からないんですね。人間関係にあるのか学力不振であるのか、それとも本人が持っている心身の何かなのか、そこが分からないというところがやっぱり大きいと思うんですけども、明らかにそういった心身の不調であるとか学力不振ということが分かっているのであれば、該当しないかなというふうには思います。ただ、人間関係のトラブルといった場合に、そのトラブルって基本的には

定義でいうと、いじめに入るんです。ですので、当該の保護者の方とか本人が重大事態、いじめだということを訴えている場合には、当然これは重大事態調査ということにはなっていくと思いますし、そういった可能性も否定はできないということころにはなってくるかなと思います。

○委員A 結構な件数になっちゃう可能性もあるということですよ。

○高丸統括指導主事 実は定義に基づくと、その可能性はあるというふうには言えません。

○委員長 委員G、いかがですか、不登校の長さの中での要因は様々あるわけですが、医療から見たときに、これはいじめなのかな、それともほかの要因なのかなという、そういうようなものを見ていく視点みたいなのは何かあるんでしょうか。

○委員G 多分複合的なことが多いかなという気がするのと、30日経過までにその中で早くアクションしたほうがいいかなという気もするので、それは担任の先生だけがやるかどうかというのはあれですけども、担任がどうというのも大きなファクターだから、不登校がすごく多いので、それに対してどう処理していくか、このチャートだけでうまくいくかどうかは分からないなという気持ちは正直持ちました。

○委員長 そうですよ。30日は目安とするか、どういう早い段階で子どもたちの心理を把握していくかという、そのアプローチの仕方ですかね。

○高丸統括指導主事 今回、いじめの具体的方策というところでご意見いただいているんですけども、実は同時並行で不登校に関しても市としての考え方というところを出していくというのは大事だろうということで、事務局内では今、検討しています。昨年度の段階ではありますけれども、これは学校だけに提示をしているんですが、いわゆる不登校の初期段階、学校を行きしぶりをしている段階でどう関わっていくかとか、少し重たくなった場合、かなり重たくなってしまっている場合、そういった場合にどういった関係機関があり得て、どういった対応ができるのかみたいところは、学校にお示ししています。不登校は不登校としてどう対応していくかというところは我々としても課題意識は持って対応しているところではあります。

○委員長 ありがとうございます。

委員D、どうですか、不登校の中にいじめなのか、それともほかの要因なのか、早めの段階でアプローチして把握しながら次へというようになるとは思いますが、お立場からどうでしょうかね、この辺のことについて。

○委員D いじめの組織的対応と不登校の対応って一緒だと思うんです。やっぱりチームとして多様なアセスメントをしていくということが必要だと思うんです。それが先ほど出てきたお話の、やはり本人の学力的に厳しいというようなところが不登校というところもあれば、お家の中での不和というのを実は学校で本人が先生に話っていたりとかすると、それは家庭的な要因からの不登校だとも言えると思いますし、もちろんその中で子ども本人がいじめられているとなれば、それはいじめによる重大事態としての不登校だとも言えると思いますし、あと中に、最近増えているのが、とても繊細なお子さんで、自分が何か怒られているわけではないんだけど、周りの児童・生徒が怒られているというのがすごく本人にとってストレスになってしまって不登校になってしまうとか、いろいろな不登校の要因があるので、やはりそこは本当に先ほどの繰り返しになりますけれども、多角的にいろいろな教員の視点、心理の視点、福祉の視点とか、多様にアセスメントしていくということが必要なと思います。その上で、どういう手だてを講じていくのかということチーム、学校として考えていく必要があるかなと思います。

○委員長 ありがとうございます。

委員Fのほうからどうですか。今、委員Dからアセスメントについてのお話があったんですけども。

○委員F 委員Dからもあったように、重なってしまいますけれども、いろんな理由、その理由というのもご本人が考える理由と、保護者が考える理由と、またそれぞれ考えているものが違っていたりとかしますので、それもやはり丁寧に聞いていく中で、お子さんの不登校ということであったり、それがきっかけが人間関係、いじめであるというふうになった場合は、もちろんその対応も必要になってきますけれども、本当に複合的な要因が重なっていますので、いろんな視点から確認をさせていただくということになるかなと思いますし、目安の30日というのは不登校の国が定めている定義が30日というふうになっているので、多分こういうふうな表現されているのかなというふうに思いますけれども、30日という枠ではなくて、先生方、担任しているお子さんがお休みされると必ずご連絡をして、家庭の中の状況はどうですかとかというふうにされていらっしゃるかなと思いますので、そういったところから恐らく一つ一つピックアップしていくことになるのかなという感じはします。

○委員長 ありがとうございます。

高丸統括、不登校の問題はまた違うところになりますけれども、この30日という目安がもしかすると変わるとか、そういうようなことというのも話題になっている

ようなことはありますか。

○高丸統括指導主事 まず、この30日の目安というところがいじめ防止対策推進法に付随する形で国の方針で定められています。市のほうの不登校の対応というところでは、3日連続で休んでいる子というところについてはアンテナを高くして対応していくということは出しているところです。

○委員長 その中でいじめの案件かどうかということも探っていくことになると思います。ぜひそういうところを大事にしてもらいたいなと思います。

17ページのいじめ問題対策委員会の構成員のところ、ここに医療の関係で、医師の方を明記する必要はないでしょうか。

○荒井指導課長 抜けていますね。

○委員長 ぜひ入れていただければ、いろんなところのアセスメントという視点はもちろん、まさしくこれがそういう会だと思いますので、入れていただければなと思います。

もう一つは、20ページのところで重大事態発生の報告ということで、ポイントの下のところなんです、児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校がいじめの結果ではない、あるいは重大事態とは言えないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たると。その際、下のような様式を活用し、保護者が申立て内容を学校と確認・共有し、その内容を基に様式2を作成し報告することも考えられるという、最後に様式2があるんですが、保護者とその内容を確認する申立て様式を基にして、報告すると言い切ってしまうのはどうでしょうか。「考えられる」じゃなくて、必ず記録に残して、保護者の内容は一方的なものになるかもしれないですが、そういうふうなものをしっかり出してもらって、そして次の段階に進むというような可視化した中でやっていくというのはすごく大事なかなと思います。「考えられる」から言い切って、ぜひそうしてほしいというふうにするのはどうかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

我々としては、そういった形でやれたほうが学校としてもやりやすければ。

○委員B すごくいいと思います。

○委員長 負担になる部分はあるかもしれないですけども、でも逆に、そのことがお互いをいい方向にもっていきかもしれない。ぜひ言い切りの形で上げていただけたらと思います。

それでは、今、方針の4つ目ということですが、皆さん方、いかがでしょうか。

○委員B いじめ基本方針の文章というか、それぞれの言葉なんですけれども。

○委員長 2ページ目のところですね。

○委員B そうです。

○委員長 ここからは最後に全体を通じてご感想だったりご意見などをいただければと思います。

○委員B 最後にしましょうか。

○委員長 でも、委員B、せっかくですから。ここから最後、そういう感じですので、どうぞ。

○委員B こういうふうは何々しますというふう書き換えたということはとても良くて分かりやすいと思いました。ただ、その中で方針2が少し書き方が違うかなと思ひまして、いじめ問題への理解・未然防止に努めますということで、…しますというふうにそろえて書いてあるんですけれども、いじめ問題への理解というのは、子どもがいじめ問題を理解するように努めるというような内容ですかね。そうすると、市が何々しますというのと少し変わってしまうので、理解と未然防止に努めますが重なっているのが少し分かりにくいかなと思ひまして、むしろこの文章のほうの中に、児童がいじめ問題を理解し、行動できるように働きかけますとか、別の書き方のほうが分かりやすいかなと思ひたんですけれども。

○委員長 方針2のところがいじめ問題の理解、中黒でつないで未然防止に努めますというような、ここが少し分かりづらい、誰がどうなのかということですね。

○委員B 簡潔に書いた分、分からない人もいるかなと思ひたので。

○委員長 委員C、どうですか、今、委員Bからご指摘について。

○委員C 確におっしゃるのはそうかなと私も思ひたんですけれども、いじめ問題の理解・未然防止に努めます。

○委員A 誰がというところですね、主語というか。

○委員B 市がやることとして、統一できたら分かりやすいかなと思ひた次第ですけれども。

○荒井指導課長 私たちとしては、最終的にいじめ問題の未然防止に努めたいわけですから。そのために理解が必要だという考えでございますので、いじめ問題の未然防止に努めますと端的に書かせていただいて、文章のほうで、そのための理解という部分は文章のほうは残していくと。ただ、主語が明確になるようにすることで、委員Bのイメージにより近づけるのかなというふう聞いていて考えました。少しこ

この辺りの整理をさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

委員A、どうですか、今、課長からそのような代替案がありました。

○委員A これうっかりすると、いじめ問題を理解するのは誰というのがいまいち分からないということになっちゃうんだらうなというのは、多分あまりこの方針自体がなぜ出されているかとかを理解せずに読むと、市が理解しようとしているのねみたいにもニュアンスが受け取られがちかもしれないので、分かりにくくないほうがやっぱりいいですかね。

○委員長 ありがとうございます。

委員E、どうですか、お立場から方針2のところ。

○委員E 主語がはっきりしたほうが学校としても取り組みやすいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○委員E 課長のご提案が分かりやすいのかな。

○委員A 理解を取っちゃう。

○委員B シンプルなほうが分かるかもしれない。

○委員C 未然防止に努めるのは究極目標で、市としては指導していきたいということになるんじゃないですかね。指導して理解を促していきたいという、後ろにも書いてあるんですけども。なので、端的に未然防止に努めますというふうにするか、いじめ問題の指導、未然防止に努めるかという、そういう形なのかなと思います。

○委員長 市としていじめ問題の理解を図り、未然防止に努めていくというニュアンスを入れていって、理解をしっかりとさせないと、その先に行かないだろうということです。

○委員G 理解は子どもも教師の大人もということですよ。

○委員長 そうですよ。委員Gがおっしゃるように。全方位的に理解を図っていく。それを踏まえて未然防止に努めていく。だから、市としても発信をしていって、方針をつくって、つくっただけじゃなくて研修会の中で理解をするような場を設けていって、さらに学校はそれを具体的にするような、理解を具体化させるようなものもつくっていただいて、そういうプロセスの中で未然防止をしっかりと図っていくというような、そういうイメージかなと思います。どうでしょうかね、そんな感じで、ここ少し再考してもらおうということよろしいでしょうか、課長。

ほかに皆さん方からどうですか、全体的に。

委員G、ありがとうございます。

○委員G 最初、遅れてよく聞いていなかったんですけども、これはどこかに配付されることになるんですか、出来上がった後は。

○高丸統括指導主事 この後なんですけれども、まずは学校のほうに出して、3月のスケジュールからいろいろとお話しさせていただくんですけども、まず3月に定例教育委員会がありますので、そこで最終的に教育委員会に報告をさせていただきます。

その後、総合教育会議というのがありますので、そこで市長にも、武蔵野市の名前も入れて連名で出しているの、基本方針については。そこで市のほうとも確定して基本方針、具体的方策の確定ということを3月上旬にさせていただきます。

その後、各学校のほうで、こちらの最初お話ししたんですけども、ポスターを作らせてもらって、それぞれの啓発というところであるとか、それぞれの学校の基本方針の改訂というところで紹介してもらおうという形になります。

○委員G そうすると、全文が各学校に行き渡るということなんですね。

○高丸統括指導主事 はい。

○委員G そうすると、気になる文言があって、7ページのポイントの2つ目のところ、ちょうど真ん中辺で、実際に必要になった場合に弱音を吐いたり人を頼ると書いてあるんですが、弱音を吐くという表現が私はあまり好きじゃないので、もうちょっと困っていることを相談したりとかというふうに、ここは推敲していただけたらなと思います。

○委員長 困っていること、悩んでいること、不安に思っていることとか。

○委員G 言っちゃいけない弱音を吐いているみたいに読まれたくないので。相談するってすごく大事で、ちょっと言わなかったけれども、過剰適応で頑張っていて、一見何も問題がないかのように小中高もいきますけれども、大人になって困るという人も多々いるし、そういう人たちはもっと早い段階でクラスメイトがこうでこうで、その中で私は頑張っているとか、親がこうでこうで、でもその中で頑張っている人もいるので、そういう必要以上に過剰に適応している子たちもちゃんと相談できたり、優等生なんだけれども、彼らのリスク、その場は良くても将来的に関わってくるので、それも拾い上げるようにしたらいいなと私はすごく思っていて、なので、そういう子たちはある意味逆に、うまくいっている子たちだけれどもハイリスクなので、ピンポイントでそういう子たちの聞き取りとかも5年生と中1で全部聞き取るというのはあるんだけれども、それとは別のところでもそういう子にも目を

向けていくことが大事かなとすごく思っています。それをまた加味していただけるとうれしいです。

○委員長 ありがとうございます。

私もすごく共感します。頑張っているんだけれども本当はって、心持ちを吐露することによって次につながっていくこともあるので、ぜひ弱音を吐いたり人を頼ったり、この辺のフレーズを今、委員Gのご指摘を参考にさせていただいて、少し触っていただければうれしいかなと思います。

時間も少し迫ってきましたけれども、どうですか、皆さん方。

統括。

○高丸統括指導主事 先ほどのお話の中で方針2のところについていろいろとご意見いただいたんですけども、先ほどの話だと子どもをはじめ大人も含めて未然防止、理解に努めていくということにしてはということでご意見いただいたんですが、方針2の中身がかなり具体的に子どもと先生というところに特定させて書かせていただいているので、全ての大人とかという形にはもっていきづらいいかなというところが正直ありまして、その点子ども自身がいじめ問題について理解し、行動できるよう働きかけますとか、子どもというところに焦点を当てさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 いかがですか、今のところ。まさしく統括がお話ししたようなスタンスでつくっていますので、そういった意味でいえば、いじめ問題の理解というのが最初の方針の中に皆さん学校だけじゃありませんよ、保護者の方もみんなってそういうようなニュアンスが入っているというような理解でもいいのかなと思いますけれども。

○委員C 方針3のところ、保護者と連携しと入っていますから、方針3の説明のところ。なので、方針2はお子さんに焦点を当て、方針3でちゃんと保護者も含めてということで、全体としては流れとしてはいいのではないかなと思います、今、ご指摘いただいた内容で。

○委員長 では、そのような形で、ありがとうございます。

最後に1つ私のほうから事務局のほうに、今後ということで2点お聞きしたいことがあります。

1つはこの実効性をどう担保していくのかという、つくってその先のことの見通しについて。もう一つは保護者の皆さん方にはどう啓発していくのかということについて。その辺のことをお話しさせていただいて、議事を終了していきたいなと思ってお

ります。ぜひお願いします。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

まず、実効性をどう担保するかというところについて、やはり事前に先ほどお話しさせていただいたように、学校に対しての周知、また取組ということの改善の促しということはさせていただいているところではございます。新年度になってからはなるんですが、これを踏まえて学校がどうするかというところが肝になってくると思っておりますので、5月の段階ぐらいになります。学校のいじめ防止基本方針をどう変えたんですかということについて集約しようと思っております。そちらの中身を我々も確認させていただいて、また学校に対して必要なことは助言させていただこうというふうに思っているところでございます。

また、具体的な取組を今後進めていったことによって、どう変容であるとか効果があったということについても担保する必要があるかと思うんですが、そちらにつきましては、こちらのまさにいじめ防止対策委員会のほうで報告させていただきまして、皆様からまたご意見をいただければというふうに思っているところでございます。

また、保護者の啓発につきましては、まずは学校のほうから先ほどお話しさせていただいているとおり、学校のいじめ防止基本方針の啓発ということで案内を出していただくというところはもちろんそうなんですが、9月のいじめ防止重点月間であるとか、本市の「きょういく武蔵野」という広報紙等もありますし、市の学校ポータルサイトというものもございますので、こちらの改訂ということについては案内して、できる限りの発信ということを我々もしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

では、そういうような流れで、これを形にして次の段階に進んでいくということですね。皆様方、短い時間でしたけれども、様々なご意見いただいて非常に充実したかなというふうに思っております。本当にありがとうございます。

◎事務連絡

○委員長 それでは、閉めてもよろしい。

○高丸統括指導主事 質問等なければ。

○委員長 いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、今日は充実したお話を皆さんからいただいて本当にありがとうございます。これにて終了したいと思います。ありがとうございました。

—了—